

令和6年3月8日
大 阪 府

契約の受注者における府税等の滞納の排除について

大阪府では、入札参加資格者名簿の登録や各発注案件の入札参加資格において、「府税に係る徴収金を完納していること」や「消費税及び地方消費税を完納していること」等を資格要件として求めています。

この度、契約の受注者における府税をはじめとした公租公課等に係る滞納を排除するため、下記の取り組みを実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 契約保証金の免除手続きの徹底

契約保証金免除申請書の添付書類として、納税証明書を提出していただきます。ただし、契約期間が1年以内の案件及び随意契約案件を除きます。

契約期間が1年を超える案件について、大阪府財務規則第68条第3号に基づく契約保証金の免除を申請する場合は、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」ことの確認として、落札者に納税証明書を提出していただきます。

なお、契約保証金免除申請書の様式は別添1のとおりです。

2. 契約書に解除条項等を追加

全ての契約書の解除条項に、「公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき」等に解除できる旨及び発注者が受注者の納税状況等を確認する必要がある場合に納税証明書等の提出を求めることができる旨の各条項を追加します。

契約履行中に府税や消費税及び地方消費税等の公租公課並びに府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いを行わない者が受注者である場合、債務不履行のおそれ大きいと考えられるため、上記の条項を追加します。なお、契約条項の例は別添2のとおりです。

3. 実施時期

令和6年4月1日以降の公告等案件から対象とします。

令和6年4月1日以降に公告等を行う案件は、上記1及び2の対応に該当します。

【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ（内線 5332）
電話 06-6941-0351（代表）

※朱書き下線部分が追加されます。

別添 1
(表 面)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

大阪府総務部契約局長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

今般、〇〇〇〇〇〇〇〇業務の委託契約に関し、下記のとおり大阪府財務規則第68条第3号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。
なお、公租公課及び大阪府の債権に係る滞納がないことを申し添えます。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契 約 金 額	取 引 先

- 1) この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去2年間に契約の履行を完了した日が含まれるもののみ記載してください。
- 2) 記載した契約について、契約書等の写しを添付してください（上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です）。
- 3) 契約を締結しようとしている案件の契約期間が1年を超える場合は、入札参加資格に定める各税を完納していることを証明する書類*（原本又はコピー）を添付してください。

(参考) 大阪府財務規則及びその運用 (抄)

(契約保証金の納付等)

第 67 条 令第 167 条の 16 の規則で定める率は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。

2 第 56 条第 2 項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 68 条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 又は令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去 2 年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

財務規則の運用

第 67 条関係

長期継続契約を締結する場合に徴収する契約保証金の額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とし、契約書に契約月額に記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とする。

第 68 条関係

「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の 7 割に相当する金額以上のものとする。また、数回以上とは、2 回以上をいう。ただし、長期継続契約(大阪府長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約)による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額に記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

なお、「過去 2 年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

※: 3) 各税を完納していることを証明する書類とは次のア及びウ又はイ及びウにより証明してください。

ア 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

・府税(全税目)の納税証明書

※全税目の「府税及びその付帯徴収金に未納がないこと」の納税証明書(発行後 3 か月以内のもの)が必要です。

イ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

・本店管轄の都道府県税の納税証明書

※大阪府内に事業所を有しない方は、本店管轄の都道府県税の未納がないことの納税証明書(発行後 3 か月以内のもの)が必要です。

ウ 消費税及び地方消費税を完納していること。

・本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3)

※その 3 の 2、その 3 の 3 でも可

※「消費税及び地方消費税について未納の額がないこと」を証明するもの(発行後 3 か月以内のもの)が必要です。

※電子納税証明書(PDF ファイル)を印刷したものでも可

※納期限未到来の納税額の記載がある場合、その納期限内を超えて提出する場合は、その支払いが確認できる領収書の写しなどの書類を合わせて添付してください。

※各契約書に応じて、朱書き下線部分が追加されます。

契 約 書 追 加 条 項 (例)

(納税証明書等の確認書類の提出)

第〇条 発注者は、受注者が府税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

第〇条の2 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。